

契 約 書 (案)

インターネット用回線ルータ 一式の購入について買受人徳島県（以下「甲」という。）と納入者*****（以下「乙」という。）との間において次のとおり契約を締結する。

（売買の目的及び物品）

第1条 売買の目的及び目的となる物品（以下「契約物件」という。）は、次のとおりとする。

- （1） 売買の目的 インターネット用回線ルータの購入
- （2） 契約物件 別表記載のとおり

（契約物件代金）

第2条 契約物件代金は、金＊， ＊＊＊， ＊＊＊円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金＊＊＊， ＊＊＊円）とする。

2 前項の「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき契約物件代金に110分の10を乗じて得た金額である。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除とする。

（物件の引渡し）

第4条 乙は契約成立後、別表記載の指定期日までに、契約物件を別表記載の指定場所に納入し、甲の指名する係員の検査を受け甲に引渡しをする。

（危険負担）

第5条 契約物件の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲はこの契約を解除することができる。

（契約不適合責任）

第6条 契約物件について第4条の検査完了後1年以内に、甲において種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに通知しなければならない。

2 前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までに、これを契約に適合する物件に取り替えなければならない。

（履行の遅延）

第7条 甲は、乙の責めに帰する事由により契約物件を納入期限までに納入しない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めたときは、遅延利息を徴収して納入期限を延期することができる。この場合の遅延利息は、納入期限の翌日から納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額につき年5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、甲は、算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、これを徴しないことができる。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1） 乙がこの契約に違反したとき。
- （2） 乙が納入期限までに契約物件を完納することができないと甲が認めるとき。
- （3） 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害の賠償を求めることができない。

（代金の支払）

第9条 甲は、契約物件完納後の適法な支払請求書が支出命令権者に到着したときから30日以内に代金を乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第10条 乙はこの契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（その他）

第11条 前各条によるほかは、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）による。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙両者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

<別表>

品名		規格品質	数量	単位	金額		付記
インターネット 用回線ルータ		次のとおり	一	式	円		(うち消費税及び地方 消費税の額) 円
納期		令和 7 年 10 月 14 日		納入場所		徳島県庁 5 階 情報政策課	
内 訳	品名及び仕様		数量	単位	単価	金額	備考
(1) 運搬、搬入の経費を含む。 (2) 搬入の際には担当職員と十分に打合せをすること。 (3) 搬入の際には、施設・設備を破損しないよう十分注意して作業すること。 (4) 搬入の際に発生したごみ、不用物は業者が持ち帰ること。							

令和 7 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後 藤 田 正 純

乙